

【受検申請等Q & A】

Q 1 実務経験年数が7年以上あるので1級を受検したいのですが、同じ職種の下位等級（2級）に合格しています。この場合、その合格証書の写しを添付する必要はありますか。

A 1 この場合については、直接1級を受検する実務経験年数がありますので、写しを添付する必要はありません。ただし、申請書の合格状況の欄には、同じ職種の下位等級の合格状況を記入してください。なお、下位等級合格後、短縮された実務経験年数を満たして受検する方は、必ず写しの添付が必要となります。

Q 2 検定職種と選択作業の違いは何ですか。

A 2 技能検定は検定職種で分類され、さらに検定職種は選択作業に分かれております。試験はこの選択作業毎に実施されるものです。

選択作業は1つの場合と複数の場合とがあり、それぞれ異なります。（4～8ページを参照）
ただし、特級については職種のみ分類となります。

Q 3 例えば1級数値制御フライス盤作業の学科試験にのみ合格している場合、同じ等級の数値制御旋盤作業を受検する際、学科試験は免除になりますか。

A 3 この例では免除になりませんが、同じ職種のひとつの選択作業で技能検定に合格している場合は、同じ等級で別の選択作業の学科試験は免除になります。例えば、1級数値制御フライス盤作業が技能検定合格であれば、1級数値制御旋盤作業を受検する際、申請書への免除資格の記入と合格証書の写しを添付すれば学科試験は免除になります。（10ページを参照）

なお、学科試験の試験科目が共通である場合等は、ひとつの選択作業の学科試験に合格していれば別の選択作業の学科試験が免除になります。詳しくは当協会にお問い合わせください。（12ページ別表2を参照）

Q 4 同時に複数の作業を受検することは可能ですか。

A 4 試験日が重複しない等、可能な場合もありますが、必ず試験日の情報を事前に当協会へ照会してください。

Q 5 実技試験には製作等作業試験（旧：作業試験）、判断等試験（旧：要素試験）や計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）の3種類があるようですが、全部を受けなくてはならないのですか。

A 5 全部ではありません。実技試験は、選択作業によって構成が異なります。

あなたが受検したい選択作業の試験構成がどうなっているか、実技試験の概要（中央職業能力開発協会のホームページで公開）やこの受検案内（4～8ページを参照）で確認してください。

なお、実技試験の計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）と学科試験（全てマークシート方式）は全く異なる試験ですのでご注意ください。

Q 6 過去に学科試験のみ合格しているのですが、当該学科試験合格通知書を紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか。

A 6 申請書を提出する前に必ず当協会に照会してください。このケースでは、過去と同じ選択作業で受検する機会が多いですが、その場合は当該学科試験の合格が確認できれば学科試験免除になります。自動的に免除になりませんのでご注意ください。

なお、当時と違う選択作業で受検する場合は、当時の選択作業と今回選んだ選択作業の学科試験が共通であることが12ページの別表2により確認でき、当該学科試験の合格が確認できれば学科試験が免除になります。